

# 労務 ROAD

## ■大阪府営業時間短縮協力金（仮称）について

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮の要請に全面的に協力した飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止及び事業継続を目的に協力金が支給されます。

対象者	営業時間短縮の要請を受けた飲食店等を有する、以下の①～⑤を満たす事業者	
	①大阪府内に飲食店・遊興施設を有すること。 ②夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む。）とともに、酒類の提供は11時から19時までとすること。 ③令和3年1月14日から2月7日までの25日間、営業時間短縮の要請を遵守していること。 ※ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から2月7日の21日間、営業時間短縮の要請を遵守している場合も対象 ④令和3年1月14日までに、感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示をしていること。 ※ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。 ⑤申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。	
支給額	①令和3年1月14日から2月7日まで営業時間短縮の要請を遵守した場合	<b>1店舗あたり 150万円</b> (6万円×25日間)
	②令和3年1月18日から2月7日まで営業時間短縮の要請を遵守した場合	<b>1店舗あたり 126万円</b> (6万円×21日間)
申請手続	令和3年2月8日 受付開始予定 ※決定次第、大阪府のホームページに公表予定です。 ※現在実施中の「大阪市」の営業時間短縮協力金とは別の制度となりますので、別途申請が必要となります。	
問合せ	（仮称）大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター 電話番号：06-6210-9525 （平日・土曜日9時から19時、日曜日及び祝日を除く。）	

【大阪府 より】

## ■標準報酬月額の特例改定の延長について

令和2年8月から令和3年3月までのうち新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する方は特例により翌月から改定可能です。

(例) 1月から休業手当が支払われた場合	通常	4月 (報酬が下がった4箇月目に改定)
	★特例	2月 (報酬が下がった翌月に改定可能)

【日本年金機構 より】

VOL.733  
(2102-1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
 大阪府中央区久太郎町  
 1-9-26 船場 IS ビル 5F  
 TEL:06-6264-6264  
 FAX:06-6264-6265  
 H P: <https://k-s-j.net/>  
 編集担当：木下・安曇・黒瀬

社長が入れる  
 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
 06-6264-6543 まで！

2月2日は節分ですね。先日娘とスーパーに行くと、鬼滅の刃のキャラクターがパッケージとなった福豆が陳列されており、まんまと買われました。娘はもちろん上機嫌でしたが、私も「天邪鬼なあなたは退治されるほうだよ～」と不敵に笑ったのでした。(出川)



2月 労務スケジュール

サイバーセキュリティ月間  
 省エネルギー月間